

地方公聴会の開催について

平成 29 年 6 月 27 日

基本方針の策定に当たっては、国民の皆様や各地方の現場で活動する団体等の御意見を幅広く伺い、これを反映することが必要。

9 月目途に予定している第 4 回審議会において、優先的に解決すべき社会的課題の整理を中心とする「中間的整理」を行った後、「地方公聴会」を開催する。

詳細については、会長が決定することとする。